

大月短期大学研究費不正防止計画

平成19年10月22日制定

平成27年4月1日改正

(目的)

第1 この計画は、大月短期大学における公的研究費の管理・監査体制に関する規程第2条第3項の規定に基づき、大月短期大学（以下「本学」という。）が研究費の不正防止対策として取り組むための必要な事項を定め、もって、本学における研究費の不正使用防止を図ることを目的とする。

(最高管理責任者の責務)

第2 最高管理責任者は、研究費の不正使用が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正使用を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。

2 最高管理責任者は、統括管理責任者に対し、必要に応じて命令を発するものとする。

(統括管理責任者の責務)

第3 統括管理責任者は、実質的な責任者として、必要な体制を整備するものとする。

(コンプライアンス推進責任者の責務)

第4 コンプライアンス推進責任者は、構成員が職務を遂行する上で必要となる各種研究費のルール of 把握及び研究費の不正使用防止に対する意識を向上させるために、年1回以上の研修会等の実施並びに文書での周知を行わなければならない。

(不正防止計画推進担当の責務)

第5 不正防止計画推進担当は、「大月短期大学公的研究費不正防止計画」（以下「不正防止計画」という。）の推進に必要な事項を担当する。

(遵守事項)

第6 本学構成員は、「行動規範」を遵守しなければならない。

2 本学において研究費の不正使用の問題が発生した場合は、「大月短期大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」（以下「不正防止に関する規程」という。）に基づき調査等を行い、不正に関与した研究者及び取引業者に対し、厳正な処分を行うものとする。

3 第1項の「行動規範」は、末尾にこれを掲げる。

(通報に関する事項)

第7 構成員は、本学において研究費の不正使用の事実又は不正使用が行われる恐れがあることを知り得た場合は、直ちに、通報窓口に通報しなければならない。

2 通報に係る取扱いは、不正防止に関する規程によるものとする。

(その他)

第8 この計画書に定めるもののほか、本学において研究費の不正使用防止対策について、必要な事項が生じた場合は、事務局において処理するものとする。

不正防止計画

1 学内の責任体系の明確化

不正の発生する要因	不正防止計画
学内において、責任と権限の体系が十分に認識されていない。	責任と権限の体系、各責任者の役割を学内に周知する。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正の発生する要因	不正防止計画
文部科学省、日本学術振興会の公的研究費に関する使用ルールの認識不足	公的研究費の使用ルールに関する説明会を開催し、学内の理解を促進する。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正の発生する要因	不正防止計画
不正を発生させる要因の把握が十分ではない。	不正防止計画の実施状況を定期的に検証するとともに、内部監査部門が監査を実施する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正の発生する要因	不正防止計画
予算執行が年度末に偏る。	計画的に予算を執行するよう研究者に対して周知する。 予算執行状況を定期的に確認する。
発注・検収等に係るチェックの不徹底	発注と検収はそれぞれ別の担当が行う。研究者による発注の場合でも、物品の検収は事務局の検収担当が必ず行う。
特定の相手に対して取引が集中する。	一定の基準を満たす取引先からは誓約書を聴取する。

5 情報発信・共有化

不正の発生する要因	不正防止計画
相談窓口の存在が十分周知されていない。	学内・学外に対しての周知・公表を行う。

6 モニタリングの在り方

不正の発生する要因	不正防止計画
モニタリングやリスクアプローチ監査が実施されていない。	執行に関して、内部監査部門がモニタリング、リスクアプローチ監査を実施し、監査機能の充実・強化を図る。

大月短期大学における研究活動に係る行動規範

平成19年10月22日

平成27年4月1日改正

昨今、研究上の不正行為が国内外の研究機関で生じ、研究者や研究機関の社会的な信用を失墜させるとともに、学術研究の発展を阻害するおそれが生じている。

このような状況に鑑み、大月短期大学（以下「本学」という。）は、研究活動のさらなる発展のため、以下の行動規範を定める。

本学構成員は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 本学構成員は、本学の研究活動における研究費が、国費である運営費交付金や外部資金により支えられていることを踏まえ、研究費の使用に当たり、関連の法令、通知及び本学諸規則等を遵守しなければならない。
- 2 研究者は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を厳に行ってはならない。また、研究データや資料等の適切な管理及び保存により研究環境を整備し、研究成果の信頼性を確保することにより、不正行為の発生を未然に防ぐ努力をしなければならない。
- 3 研究者は、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、研究活動の過程において知り得た個人情報保護に努めなければならない。
- 4 本学構成員は、公的研究費の使用ルールを遵守し、不正使用を疑われるような行動を行ってはならない。
- 5 研究者は、研究活動において、個人の人格と自由を尊重し、その属性及び思想信条による差別をしてはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- 6 本学構成員は、不正行為があった場合はその是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行われ、若しくは、行われたことを知った時は、それを放置してはならない。